

令和9年度 「健康づくり優良事業所」 認定制度のご案内

※令和8年度中の取組が評価されます

認定



健康づくり優良事業所

763社認定!

※令和7年度認定分

認定



健康づくり優良事業所ゴールド

145社認定!

※令和7年度認定分

健康宣言!

従業員の健康づくりに取り組む事業所は 年々増えています!

協会けんぽ福岡支部では、事業所さまの健康づくりの取組を後押しさせていただくことを目的に「健康づくり優良事業所」認定制度を実施しております。

一定の基準を達成し、この認定を受けられた事業所さまには、**各種特典**を用意しております。

特典
1

認定証の贈呈



特典
2

認定ロゴマークの使用

名刺やポスターに表示し、従業員の健康に配慮した事業所であることをPRできます。

特典
3

住宅ローン特別優遇商品の利用
【西日本シティ銀行】

詳しくはこちら



特典
4

従業員の皆さままでご利用可能!
健康増進に役立つ特典

- ① スポーツクラブの利用料割引
(ルネサンス、エニタイムフィットネス)
- ② 健康測定器の無料レンタル
数量限定!
- ③ 健康づくりに役立つ!事業所さま向けの
オンライン健康講習の提供(初回無料)
- ④ CT検査・MRI検査(自費診療)の利用料
割引

詳しくはこちら



※特典4は健康宣言実施事業所の共通特典です

▶▶▶ 認定基準などの詳細は裏面のチェックリストを確認! ▶▶▶

☑して健康づくりの現在地を確認してみよう!

☑健康づくり優良事業所の認定基準

- ☐ ①事業主以外の被保険者が1人以上いること
- ☐ ②令和8年9月末日において協会けんぽ福岡支部認定の健康宣言事業所であり、宣言内容が基本モデルを満たしていること
- ☐ ③生活習慣病予防健診および事業者健診の受診率(40歳以上)が80%以上であること
※令和8年度の実績にて判定いたします(対象者がいる場合のみ)。
- ☐ ④特定保健指導を利用していること
※令和7年度または令和8年度の実績にて判定いたします(対象者がいる場合のみ)。
- ☐ ⑤健康保険委員の委嘱を受けていること
※令和8年度末時点で委嘱されていることが必要です。
- ☐ ⑥がん対策サポート事業所の登録をしていること(福岡県に登録)
- ☐ ⑦取組実績報告書を回答していること(協会けんぽが指定する項目をすべて記入)
※令和9年3月頃に当支部より案内を送付。

⑤健康保険委員の登録について



⑥がん対策サポート事業所の登録について



☑『健康づくり優良事業所ゴールド』認定基準

上記①～⑦に加え(⑦は回答内容を審査)

- ☐ 令和8年度の生活習慣病予防健診の受診率が80%以上であること
- ☐ 令和7年度もしくは8年度特定保健指導の初回利用率が50%以上

上記2点が認定基準として必須となります。(認定基準内容は変更される場合があります)

認定までの流れ(時期は予定です)

STEP1

令和8年4月～令和9年3月

健康づくり優良事業所の認定基準を満たすように、事業所で健康づくりに取り組みましょう!

STEP2

令和9年3月頃

取組実績報告書の提出案内が届きますので、WEBにて回答をお願いします。

「健康づくり優良事業所の認定を希望する」に☑を忘れずに!



STEP3

令和9年9月頃

健康づくり優良事業所に認定された事業所さまには認定証とロゴマークを贈呈します。認定取得について求人票等へ掲載が可能です。



認定後、福岡支部広報誌やホームページ等で認定事業所としてご紹介させていただきます(令和9年度中)

